相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市大和町大字尼寺一五一八番地、最後の住所福岡市博多区豊一丁目八番三三号　被相続人　亡　田邊　公文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

福岡市西区姪の浜四丁目二二―一〇―三〇五

相続財産管理人　司法書士　井手　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市城九一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野波　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

事務所熊本市中央区新大江一丁目二一番一六―四〇二号

相続財産管理人　司法書士　波多　由実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市西野口町一六四〇番地一、最後の住所大分県別府市西野口町八番四〇号　被相続人　亡　山田　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

事務所大分県大分市中島西一丁目一番二八号

相続財産管理人　胤末理恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市末広一丁目六六番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字島之内六五二一番地　被相続人　亡　大黒　純夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

宮崎県宮崎市旭一丁目八番一九号楠並木ビル三階

相続財産管理人　弁護士　野﨑　義弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西都市大字下三財二〇四六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川野　信幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

宮崎県宮崎市旭一丁目八番一九号楠並木ビル四階

相続財産管理人　弁護士　田中　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市山下町一丁目三五二七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　**𠮷**村ツヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

宮崎県延岡市東本小路一番地八

相続財産管理人　甲斐　雅則

無縁墳墓等改葬公告

数年間にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十七年五月八日

一、墳墓等所在地　東京都西東京市ひばりが丘四―一六六五

一、墳墓等の名称　真浄寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　鈴木家

一、改葬を行おうとする者　東京都文京区向丘二―二六―九　真浄寺　代表役員代務者　山名廣隆

公示送達

県中都市計画事業富田東土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条の規定による賦課金額決定通知書については、送付を受けるべき者が受領を拒み、もしくは、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに賦課金額

（一）住所　福島県郡山市町東一丁目八〇番地クレストB二〇一号

氏名　佐藤　嘉裕

賦課金額　金八〇六、四八三円

（二）住所　福島県郡山市富田町字細田一〇番地の六

氏名　山本富二男

賦課金額　金五六四、三四五円

（三）住所　宮城県多賀城市高崎二丁目一六番二三号　レアル多賀城二〇〇号

氏名　我妻　祐一

賦課金額　金八六八、九六九円

（四）住所　東京都中野区富士見町二九番地

氏名　日東興産株式会社

清算人　佐々木　暁

賦課金額　金一〇九、四〇四円

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年５月８日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井物産株式会社　②国土交通大臣(4)391　③代表取締役　雑賀大介　④東京都千代田区丸の内一丁目１番３号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内一丁目１番３号　三井物産株式会社　代表取締役　雑賀大介

二　通知の内容

二十六郡富組第六十五号

平成二十六年八月二十五日

あなたの所有地について、賦課金額を右記のとおり決定したので通知します。

教示

一　この通知について不服がある時は、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に郡山市長に審査請求することができます。

二　この通知について不服がある時は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に郡山市富田東土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提訴することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に郡山市富田東土地区画整理組合を被告として通知の取消しの訴えを提訴することができます。

なお、賦課金額決定通知書については、組合掲示板に掲示しております。

平成二十七年五月八日

福島県郡山市富田町字登戸一三番地の一

郡山市富田東土地区画整理組合

理事長　大和田好男